

## 海風会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海風会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員等が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払う。ただし、理事が職員である場合には、これを支給しない。

### (役員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人の運營業務に従事したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払う。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払う。ただし、理事が職員である場合には、これを支給しない。

3 監事が、法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務に従事したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払う。

4 役員等が、理事長の命を受けて業務に従事したときは、別表1により報酬及び費用弁償費を支払う。

### (出張旅費)

第5条 役員等が法人及び事業所の運營業務のため出張する場合は、別表2により旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後に支払うこととするが、本人の申し出により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (支給の方法)

第6条 第3条に定める理事会及び評議員会への出席報酬等については、月毎に、銀行振込にて支払う。

2 第4条に定める役員業務報酬等については、月毎に、銀行振込にて支払う。

3 第5条に定める出張旅費については、出張の都度、現金にて支払う。

4 第7条に定める評議員選任・解任委員会への出席報酬については、月毎に、銀行振込にて支払う。

(その他)

第7条 評議員選任・解任委員が会議に出席したときは、別表1を準用し、報酬及び費用弁償を支払う。ただし、評議員選任・解任委員が職員である場合には、これを支給しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

一部改正 平成30年4月1日

一部改正 令和1年6月17日

一部改正 令和5年1月1日

一部改正 令和5年11月1日

別表 1 (第 3 条・第 4 条 関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 会 評 議 員 会 役 員 業 務 報 酬	日 額 30,000 円	実 費 額

別表 2 (第 5 条 関係)

旅 費	宿 泊 費	そ の 他
実 費 額	実 費 額	実 費 額